

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第三百三十四号）新旧対照表

改正案

現行

目次（現行のとおり）

第一条から第五十条まで（現行のとおり）

（特定の地域）

第五十一条 条例四十条第四項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九十九条第十五項に規定する高層住居誘導地区

二（現行のとおり）

第五十二条から第七十九条まで（現行のとおり）

別表第一（第三条、第四条関係）

対象事業及び個別計画の要件

目次（略）

第一条から第五十条まで（略）

（特定の地域）

第五十一条 条例四十条第四項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九十九条第十五項に規定する高層住居誘導地区

二（略）

第五十一条から第七十九条まで（略）

別表第一（第三条、第四条関係）

対象事業及び個別計画の要件

事業の種類	内 容	対象事業の規模	個別計画の規模
一（現行のとおり）	（一）（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
二（現行のとおり）	（二） 高速自動車国道等の改築（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第五号の車線（同条第六号の付加追越車線、同条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。）の数が增加することをいう。以下同じ。）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
三（現行のとおり）	（三）及び（四）（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
二から七まで（現行のとおり）	（一）（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
八（現行のとおり）	（一） 製造業、物品の加工修理業を含む。（二） 修繕工場又は事業場で、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項のばい煙発生施設、同条第十項の一般粉じん発生施設及び同条第十一項の特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百二十八号）第二条第二項の特定施設、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第一条第一項の特定施設又は振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項の特定施設を有するもの（以下「工場」といふ。）の設置	（現行のとおり）	（現行のとおり）
九（現行のとおり）	（一）及び（二）（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

事業の種類	内 容	対象事業の規模	個別計画の規模
一（略）	（一）（略）	（略）	（略）
二（略）	（二） 高速自動車国道等の改築（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第五号の車線（同条第六号の登坂車線、同条第七号の屈折車線及び同条第八号の変速車線を除く。）の数が增加することをいう。以下同じ。）	（略）	（略）
三（略）	（三）及び（四）（略）	（略）	（略）
二から七まで（略）	（一） 製造業、物品の加工修理業を含む。（二） 修繕工場又は事業場で、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項のばい煙発生施設、同条第六項の一般粉じん発生施設及び同条第七項の特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百二十八号）第二条第二項の特定施設、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第一条第一項の特定施設又は振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項の特定施設を有するもの（以下「工場」といふ。）の設置	（略）	（略）
八（略）	（一） 製造業、物品の加工修理業を含む。（二） 修繕工場又は事業場で、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項のばい煙発生施設、同条第六項の一般粉じん発生施設及び同条第七項の特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百二十八号）第二条第二項の特定施設、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第一条第一項の特定施設又は振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項の特定施設を有するもの（以下「工場」といふ。）の設置	（略）	（略）
九（略）	（一）及び（二）（略）	（略）	（略）

十 (現行のとおりに)	(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百二十七号)第八條第一項の一般廃棄物処理施設で、同法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第四條の焼却施設、ばいじん又は焼却灰の処理施設、高遠増肥化処理施設、破砕施設、選別施設及び固形燃料化施設(以下「ごみ処理施設」といふ)の設置	(現行のとおりに)	(現行のとおりに)
十一から二十九まで (現行のとおりに)	(二)から(十)まで (現行のとおりに)	(現行のとおりに)	(現行のとおりに)
二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二十八條第五項に規定する工業団地造成事業	(現行のとおりに)	(現行のとおりに)	(現行のとおりに)
二十一から二十六まで (現行のとおりに)	(現行のとおりに)	(現行のとおりに)	(現行のとおりに)

別表第二から別表第五まで (現行のとおりに)

別表第六(第六十一系関係) 良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域

区市町村	地域
一から九まで (現行のとおりに)	(現行のとおりに)
十 渋谷区	鷺谷町、宇田川町、神山町、桜丘町、猿楽町、渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、渋谷四丁目、松濤一丁目、神南一丁目、千駄ヶ谷五丁目、千駄ヶ谷六丁目、代官山町、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、南平台町、東一丁目、本町一丁目、円山町、代々木一丁目、代々木二丁目及び代々木三丁目
十一 (現行のとおりに)	(現行のとおりに)

別表第七 (現行のとおりに)

十 廃棄物の処理施設又は変更	(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百二十七号)第八條第一項の一般廃棄物処理施設で、同法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第四條の焼却施設、ばいじん又は焼却灰の処理施設、高遠増肥化処理施設、破砕施設及び選別施設(以下「ごみ処理施設」といふ)の設置	(略)	(略)
十一から二十九まで (略)	(二)から(十)まで (略)	(略)	(略)
二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二十八條第六項に規定する工業団地造成事業	(略)	(略)	(略)
二十一から二十六まで (略)	(略)	(略)	(略)

別表第二から別表第五まで (略)

別表第六(第六十一系関係) 良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域

区市町村	地域
一から九まで (略)	(略)
十 渋谷区	鷺谷町、宇田川町、神山町、桜丘町、猿楽町、渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、渋谷四丁目、松濤一丁目、神南一丁目、千駄ヶ谷五丁目、千駄ヶ谷六丁目、代官山町、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、南平台町、東一丁目、本町一丁目、円山町、代々木一丁目、代々木二丁目及び代々木三丁目
十一 (略)	(略)

別表第七 (略)

別表第八（第六十一條関係）
 評価書案等の提出時期

対象事業の種類	提出時期
一（現行のとおあり）	（一）及び（二） （三）道路整備特別措置法昭和三十一年法律第七十三号第二條第一項若しくは第六項若しくは第十八條第一項の規定に基づき許可の申請又は同法第四項の規定に基づき許可の申請若しくは協議 （四）から（十）まで（現行のとおあり）
二から四まで（現行のとおあり）	（現行のとおあり）
五（現行のとおあり）	次に掲げる行為のうち、最初に行つた行為の前 （一）電氣事業法昭和二十九年法律第七十七号第四十條第一項の規定に基づく認可の申請 （二）森林法第十條の二第二項又は第三十四條第二項同法第四十四條において準用する場を含む（の規定に基づく許可の申請 （三）自然公園法第十三條第二項又は第十四條第三項の規定に基づく許可の申請 （四）東京都自然公園条例第十條第一項の規定に基づく許可の申請 （五）東京における自然の保護と回復に関する条例第二十一條第三項 第二十四條 第四十七條第一項、第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請
六から十九まで（現行のとおあり）	（現行のとおあり）
二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十五條第五項に規定する工業団地造成事業	（現行のとおあり）
二十一 から 二十三まで（現行のとおあり）	（現行のとおあり）
二十四（現行のとおあり）	（一）から（六）まで（現行のとおあり） （七）農業振興地域の整備に関する法律昭和四十四年法律第五十八号第十五條の二第二項の規定に基づく許可の申請 （八）（九）（現行のとおあり）
二十五及び二十六（現行のとおあり）	（現行のとおあり）

別表第九から別表第十二まで （現行のとおあり）
 別記第一号様式から第四十九号様式まで（現行のとおあり）

別表第八（第六十一條関係）
 評価書案等の提出時期

対象事業の種類	提出時期
一 道路の新設又は改良	次に掲げる行為のうち、最初に行つた行為の前 （一）から（三）まで（略） （三）道路整備特別措置法昭和三十一年法律第七十三号第二條第一項若しくは第四項若しくは第八條第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第四項の規定に基づく許可の申請若しくは協議 （四）から（十）まで（略）
二から四まで（略）	（略）
五 発電所又は送電線の設置又は変更	次に掲げる行為のうち、最初に行つた行為の前 （一）電源開発促進法昭和二十七年法律第二百八十三号第三條第一項の規定に基づく電源開発基本計画の決定 （二）電氣事業法昭和二十九年法律第七十七号第四十條第一項の規定に基づく認可の申請 （三）森林法第十條の二第二項又は第三十四條第二項同法第四十四條において準用する場を含む（の規定に基づく許可の申請 （四）自然公園法第十三條第二項又は第十四條第三項の規定に基づく許可の申請 （五）東京都自然公園条例第十條第一項の規定に基づく許可の申請 （六）東京における自然の保護と回復に関する条例第二十一條第三項 第二十四條 第四十七條第一項、第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定に基づく許可の申請
六から十九まで（略）	（略）
二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十五條第六項に規定する工業団地造成事業	（略）
二十一 から 二十三まで（略）	（略）
二十四 都市計画法第四十條第十一項に規定する第二種特定工業物の設置又は変更	（一）から（六）まで（略） （七）農業振興地域の整備に関する法律昭和四十四年法律第五十八号第十五條の二第二項の規定に基づく許可の申請 （八）（九）（略）
二十五及び二十六（略）	（略）

別表第九から別表第十二まで （略）
 別記第一号様式から第四十九号様式まで（略）